

TOPICS トピックス **1 被災者支援制度の一部を3月で終了します**

昨年の大阪北部地震と台風21号での被害に対する被災者支援制度の一部を、3月中に終了します（下表参照）。まだ申請していない人は、期限までに申請してください。

なお、今年度中に終了を予定していましたが、住まいに関する支援金等（※1）については、4月以降も受付期間を延長する予定です（3月議会で議案を提出、詳細は広報いばらき4月号に掲載予定）。

※1 住宅改修支援金・転居費用支援金・ブロック塀等撤去補助金・市営住宅一時入居等

No.	支援制度名	対象者	内容	期限	受付窓口・問合せ先
1	住家の損傷の証明【り災証明書】	住家を損傷し、証明を希望する人	被災者からの申請に基づき、被害認定調査を実施し、調査結果に応じたり災証明書を交付します。被害状況の分かる写真と本人確認書類を持参してください。	29日	資産税課 ☎ 620・1615、 FAX 626・4826
2	大量のがれきの処分	処分に困りの人（り災証明書要）	環境衛生センターで受け入れ可能です（事前連絡要）。	15日 まで受入	環境衛生センター ☎ 634・1627、 FAX 634・1629
3	災害ボランティアの依頼	被害を受けた人	市社会福祉協議会災害ボランティアセンターにボランティアを依頼できます。	29日	同協議会災害ボランティアセンター ☎ 627・0086、 FAX 627・0107
4	各種証明書の発行手数料の免除	市内居住者で、今回の災害により㊦～㊨のいずれかに該当する人（「各種証明書の発行手数料の免除」は市内居住者で、今回の災害により㊦～㊨のいずれかに該当し、今回の災害に関する手続きに使用するため各種証明書が必要な人） ㊦住家が全壊・大規模半壊・半壊（り災証明書要）、 ㊧生計維持者が死亡（重篤な傷病）、 ㊨行方不明、 ㊩業務の廃止（休止）、 ㊪失職（無収入）	【手数料が免除される証明書】 ①印鑑に関する証明、②住民票記載事項証明書、③住民票（写）、④印鑑登録証、⑤所得課税証明書、⑥固定資産関係証明書、⑦納税証明書、⑧その他税証明書、⑨救急搬送証明書	31日 （※2）	①～④市民課 ☎ 620・1621、 FAX 627・0369 ⑤～⑧市民税課 ☎ 620・1614、 FAX 626・4826
				31日	⑨救急救助課 ☎ 622・6959、 FAX 621・0119
5	障害福祉関係サービスの利用者負担の免除	被害により㊦～㊨のいずれかに該当する人（「各種証明書の発行手数料の免除」は市内居住者で、今回の災害により㊦～㊨のいずれかに該当し、今回の災害に関する手続きに使用するため各種証明書が必要な人） ㊦住家が全壊・大規模半壊・半壊（り災証明書要）、 ㊧生計維持者が死亡（重篤な傷病）、 ㊨行方不明、 ㊩業務の廃止（休止）、 ㊪失職（無収入）	被災した人で、障害福祉関係のサービスについて利用者負担のある人に対し、利用者負担の免除を行います。【減免期間】減免決定後6か月間 ※昨年6月18日以降サービス利用分から。対象は、障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具と日常生活用具	31日 （※2）	障害福祉課 ☎ 620・1636、 FAX 627・1692
				29日	子育て支援課 ☎ 620・1633、 FAX 622・8722
6	住民健診等の自己負担額の減免	被害により㊦～㊨のいずれかに該当し、今回の災害に関する手続きに使用するため各種証明書が必要な人） ㊦住家が全壊・大規模半壊・半壊（り災証明書要）、 ㊧生計維持者が死亡（重篤な傷病）、 ㊨行方不明、 ㊩業務の廃止（休止）、 ㊪失職（無収入）	被害状況に応じて以下の健診等について、自己負担額を免除します。【健診等名】若年健診、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診、肝炎検査、胃がんリスク検診、骨粗しょう症検診、成人歯科健診、【減免期間】減免決定後6か月間	29日	保健医療課 ☎ 625・6685、 FAX 625・6979
7	国民健康保険料（今年度）の減免	被害により㊦～㊨のいずれかに該当し、今回の災害に関する手続きに使用するため各種証明書が必要な人） ㊦住家が全壊・大規模半壊・半壊（り災証明書要）、 ㊧生計維持者が死亡（重篤な傷病）、 ㊨行方不明、 ㊩業務の廃止（休止）、 ㊪失職（無収入）	被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。【減免期間】発災日の属する月から1年間	31日 （※2）	保険年金課 ☎ 620・1631、 FAX 624・2109
8	保育所等利用者負担の減免	被害により㊦～㊨のいずれかに該当し、今回の災害に関する手続きに使用するため各種証明書が必要な人） ㊦住家が全壊・大規模半壊・半壊（り災証明書要）、 ㊧生計維持者が死亡（重篤な傷病）、 ㊨行方不明、 ㊩業務の廃止（休止）、 ㊪失職（無収入）	被災した人は、保育所等の利用者負担・学童保育室利用料の減免を受けられる場合があります。【減免期間】減免決定後6か月間	29日	保育幼稚園事業課 ☎ 620・1638、 FAX 622・9089
9	学童保育室利用料の減免	被害により㊦～㊨のいずれかに該当し、今回の災害に関する手続きに使用するため各種証明書が必要な人） ㊦住家が全壊・大規模半壊・半壊（り災証明書要）、 ㊧生計維持者が死亡（重篤な傷病）、 ㊨行方不明、 ㊩業務の廃止（休止）、 ㊪失職（無収入）	学童保育課 ☎ 620・1801、 FAX 622・8722		
10	水道料金・下水道使用料の免除	被害により㊦～㊨のいずれかに該当し、今回の災害に関する手続きに使用するため各種証明書が必要な人） ㊦住家が全壊・大規模半壊・半壊（り災証明書要）、 ㊧生計維持者が死亡（重篤な傷病）、 ㊨行方不明、 ㊩業務の廃止（休止）、 ㊪失職（無収入）	次の日付が属する月分を含んだ6か月分の水道料金・下水道使用料を免除します。 【地震】昨年6月18日、【台風】昨年9月4日		営業課 ☎ 620・1691、 FAX 623・1918
11	福祉用具の再給付	以前、市から給付を受けた福祉用具が破損等により使用できなくなった人	福祉用具（補装具・障害者日常生活用具）の再給付を行います。	31日 （※2）	障害福祉課 ☎ 620・1636、 FAX 627・1692

※2 24日～31日の業務時間・開設日は、左ページをご確認ください。

TOPICS
トピックス 23月下旬から4月上旬まで業務時間を延長、
夜間・休日窓口を開設

市民課等での転入・転出の手続き

3月下旬から4月上旬までの転入・転出の多い時期に合わせて、市民課等の窓口の業務時間を延長します。3月・4月の休日の翌日は特に混雑が予想されますので、早めに手続きをしてください。

■時下表のとおり、**㊦**住民異動届（転入・転出等）、印鑑登録申請、住民票（写）（広域交付除く）、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本の発行、**㊦**市民課 ☎ 620・1621

	3月							4月				
	24 (日)	25 (月)	26 (火)	27 (水)	28 (木)	29 (金)	31 (日)	1 (月)	2 (火)	3 (水)	4 (木)	5 (金)
19:00 まで		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
8:45～17:15	○						○					

■ その他の関係窓口

転入・転出にともなう各種手続きができるように、次の課も市民課と同じ日程で窓口の業務時間を延長します。

市民税課・障害福祉課・長寿介護課（市が取り扱う事務に限る）・保険年金課（後期高齢医療・年金事務除く）・こども政策課・保育幼稚園事業課・学務課



国民健康保険料、幼稚園・保育所等利用者負担額収納

①国民健康保険料、②幼稚園・保育所等利用者負担額を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行等へ行けない人や納付相談がある人のために、市民課等の窓口の業務時間延

長と同じ日程（左上表）で、国民健康保険料、幼稚園・保育所等利用者負担額の収納窓口を開設します。**㊦**①保険年金課 ☎ 620・1631、②保育幼稚園事業課 ☎ 620・1638

【国民健康保険料】

今年度国民健康保険料の最終納期は4月1日です。国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費に充てられる貴重な財源です。最寄りの金融機関で納付してください。

納期限後、1年以上滞納すると、災害等特別な事情がある場合を除き、被保険者証を返還し、医

療機関で治療費の全額を支払わなければなりません。その場合、被保険者証の代わりに資格証明書を保険年金課窓口で交付します。資格証明書を医療機関の窓口で提出して医療費を支払い、領収書とレセプト（診療内容等が書かれた診療報酬の明細書）を保険年金課窓口に持参すると、未納保険料に充当できます。

市税・清掃手数料収納

市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行等に行けない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。



■時【夜間】3月11日(月)・25日(月)～29日(金)、午後8時まで、【休日】3月24日(日)、午前9時～午後5時、**㊦**収納課 ☎ 620・1616

夜間・休日は通用口のご利用を



本館東玄関横

本館東玄関が閉まっている場合は、庁舎東側の本館地下通用口から入り、守衛室に声を掛けてください。

TOPICS
トピックス

さあ投票 選挙の主役はあなたです

府議会議員選挙

投・開票日 4月7日(日)

午前7時～午後8時に投票を

イオンモール茨木
(松ヶ本町)でも
期日前投票が
できるようになります

棄権することなく、あなたの貴重な一票を投じましょう。

☎選挙管理委員会事務局 ☎ 620・1675

■ 市内で投票できる人

平成13年4月8日までに生まれた人で、昨年12月28日以前から本市に住民登録をしている人。

■ 入場整理券に記載の投票所へ

有権者には、入場整理券(同一家族6人まで同封)を郵送します。氏名を確認し、本人の入場整理券を持参し、記載の投票所で投票してください。なお、届かない場合はお問い合わせください。

■ 選挙公報を各戸配布

選挙公報は、4月5日までに各戸に配布します。また、市役所や公共施設に設置するほか、市ホームページにも掲載しますのでご覧ください。

■ 視覚障害者用選挙公報、投票所にスロープ

視覚障害者に、選挙公報を録音したカセットテープや点字版選挙公報を作成しています。希望者はどちらかを選んで、連絡してください。また、市役所に手話通訳者を配置します。必要な人は投票所の職員にお伝えください。投票所にはスロープも設置しています。

■ 投票所への移動に関する支援

次の人は、自宅から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。条件等詳細はお問い合わせください。

☑①介護保険の要介護の認定を受けている、②障害福祉サービスの障害支援区分の認定を受けている、
☑①担当ケアマネジャーまたは長寿介護課 ☎ 620・1637、②障害福祉課 ☎ 620・1636

■ 開票は即日 市ホームページで速報

開票は即日、午後9時15分から市民体育館で行います。また、開票速報・結果は市ホームページに掲載します。

【期日前(不在者)投票】

当日、投票へ行けない人は、期日前(不在者)投票ができます。

☑ 3月30日(土)～4月6日(土)、①午前8時30分～午後8時・②③午前9時～午後8時、**所**①市役所南館交流コーナー、②生涯学習センター2階ホワイエ、③イオンモール茨木ジョイプラザ、**持**入場整理券(なくても投票可)、**備**不在者投票は①のみ、他市区町村の選挙管理委員会や病院、老人ホーム等での投票は従来どおり(施設管理者等に申し出て不在者投票)です。

【郵便等による不在者投票】

次の人は、郵便等投票証明書の交付を受けると、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。希望者は4月3日までに、証明書を添えて選挙管理委員会へ投票用紙の請求をしてください。証明書の有効期限が切れている場合は、改めて申請の手続きが必要です。

☑①両下肢、体幹、移動機能障害で身体障害者手帳1・2級(戦傷病者手帳の特別項症から第2項症者)、②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障害で身体障害者手帳1・3級(戦傷病者手帳の特別項症から第3項症者)、③免疫、肝臓の障害で身体障害者手帳1～3級、④介護保険の要介護5、**備**上記対象者に該当し、自ら投票用紙の記載をすることができない人には、代理記載制度があります。条件等詳細はお問い合わせください。

TOPICS
トピックス

4 地域の相談窓口を整備

市民がより身近な地域で相談できるよう、4月から福祉等の相談窓口を増設します。住んでいる地域の担当のセンターに、気軽にご相談ください（無料）。☎相談支援課 ☎ 655・2758

いきいきネット相談支援センター（右上表）

子どもから高齢者、障害者等のさまざまな福祉の相談に応じるために、専門のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。「どこに相談したらいいのかわからない」、「生活に困っている」等の生活の中での不安や困りごとを、解決に向けて一緒に考えます。

障害者相談支援センター（左下表）

障害者やその家族のさまざまな相談に応じます。必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用調整等、地域での生活の総合的な相談・支援を行います。

地域包括支援センター（右下表）

高齢者やその家族を、介護、福祉、健康、医療等さまざまな面から総合的に支えるため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等を配置しています。「近所の一人暮らしの高齢者が心配」、「虐待ではないか」、「要介護認定の申請を頼みたい」等、相談に応じます。

いきいきネット相談支援センター（CSW）一覧

名称	住所	電話番号	担当小学校区
やまゆり苑	大字泉原 37-6	090・5122 ・6613	清溪、忍頂寺、 山手台
天兆園	安威二丁目 10-11	640・3970	安威、福井、 耳原
常清の里	清水一丁目 28-22	646・5601	豊川、郡山、 彩都西
春風	南安威二丁目 10-5	641・7166	太田、西河原
M-CAN（ミカン）	総持寺二丁目 5-36	080・2430 ・5342	三島、庄栄
エルダー	庄二丁目 7-38	080・8946 ・3999	東、白川
ビーベル	上穂積一丁目 2-27	622・0166	春日、郡、 畑田
春日丘荘	南春日丘七丁目 11-48	080・3215 ・6096	沢池、西
静華苑	見付山一丁目 11-1	665・6678	春日丘、穂積
市社会福祉協議会	駅前四丁目 7-55	627・0033	茨木、中条、 大池、中津
あしはら	真砂二丁目 16-15 ヌーヴェル ハイム1階	636・6088	玉櫛、水尾
はっちぽっち	沢良宜浜三丁目 14-1	648・7982	玉島、葦原
南茨木	東奈良三丁目 16-14	080・4169 ・5540	天王、東奈良

障害者相談支援センター一覧

名称	住所	電話番号	担当小学校区
相談支援事業所 ゆうあい	大字安元 27	649・3320	清溪、忍頂寺、 山手台
相談支援センター あい・あい	安威二丁目 4-1	640・5336	安威、福井、 耳原
相談支援事業所 あゆむ	豊川三丁目 9-16	643・7775	豊川、郡山、 彩都西
相談支援センター 藍野療育園	高田町 2-23	646・8484	太田、西河原
相談支援センター ひまわり	庄二丁目 6-32	626・3310	三島、庄栄、東、 白川
相談支援センター りあん	下中条町 4-5 ラ・フ レール 102	621・3001	春日、郡、畑田、 沢池、西
慶徳会障がい者 相談支援センター	清水一丁目 28-15	646・7199	春日丘、穂積
いばらき 自立支援センター ぽぽんがぽん	駅前一丁目 4-14 エステート 茨木駅前3階	623・9210	茨木、中条、 大池、中津
相談支援センター リーベ	玉櫛二丁目 5-8	632・0906	玉櫛、水尾、 天王、東奈良
相談支援センター とんぼ	鮎川五丁目 18-1	648・7676	玉島、葦原

地域包括支援センター一覧

名称	住所	電話番号	担当小学校区
清溪・忍頂寺・ 山手台センター	山手台三丁目 30-16-1	649・1808	清溪、忍頂寺、 山手台
天兆園	安威二丁目 10-11	640・3960	安威、福井、 耳原
常清の里	清水一丁目 28-22	641・3164	豊川、郡山、 彩都西
エルダー	庄二丁目 7-38	631・5200	太田、西河原、 三島、庄栄
東・白川センター	鮎川一丁目 6-4	636・8686	東、白川
春日・郡・ 畑田センター	上穂積一丁目 2-27	646・5685	春日、郡、 畑田
春日丘荘	南春日丘七丁目 11-48	625・6575	沢池、西、 春日丘、穂積
市社会福祉協議会	駅前四丁目 7-55	627・0114	茨木、中条
大池・中津センター	園田町 8- 17 プレステ ージ1階	697・8067	大池、中津
玉櫛・水尾センター	玉櫛一丁目 2-1三吉マン ション1階	652・5810	玉櫛、水尾
葦原	真砂二丁目 16-15 ヌーヴェル ハイム1階	636・8000	玉島、葦原、 天王、東奈良